

中小企業及び小規模事業者さま対象
消費税増税及び働き方改革関連法に関する

中小企業診断士

社会保険労務士

が、ご相談を

お伺いします!

無料個別 相談会

…いまさらなんだけど
軽減税率って
どういうこと?

価格表示は
どうすれば
いいの?

年次有給休暇の
付与の義務化って?

時間外労働の上限
規制ってどれくらい?

増税後に
お客様が減った、
どうすれば?

同一労働
同一賃金って、
なにをすれば?

請求書・領収書は
どう書けばいいの?

今だから聞きたい経営及び労務の悩み・・・お気軽にお越しください!

開催会場

魅力ある仕事と職場をつくる



未来Jobまつやま

〒790-0012 愛媛県松山市湊町3丁目4-6 松山銀天街GET!4階



お問い合わせ

〈TEL〉
089-948-8035

〈WEB〉
<http://www.mirajob.jp>

開催日時

毎週木曜日 13時～19時

初回開催日:令和元年10月3日(木)

相談は個別/1回1時間程度

☐相談員/中小企業診断士、社会保険労務士の
2名でご相談をお伺いします。

対象

中小企業・小規模事業者・個人事業主

期間

令和元年10月～令和2年3月

何回相談しても
相談無料

予約優先

※相談対応中の場合は、お待たいただくこともございます。